

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2024年

11
月号

職場内で回覧を
お願いいたします

医療機関への受診方法が変わります

協会けんぽでは令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり「マイナ保険証※」の活用を基本とする制度が変わります。 ※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

2024年12月2日以降の受診方法

受診方法	2024年			2025年												2026年														
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...			
保険証	※経過措置期間終了(12月1日)												※経過措置期間終了後使用不可																	
マイナ保険証	※制度改正後使用可能																													
マイナポータル+マイナ保険証	※制度改正後使用可能																													
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合	※制度改正後使用可能																													
資格確認書	有効期間最大5年 ※制度改正後使用可能																													

Q マイナ保険証を持っていない場合は？

マイナンバーカードを持っていない、または保険証利用登録をしていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

現在加入中の方

(～令和7年12月1日まで)

現行の健康保険証を利用できます。
(令和7年12月2日以降)

R7.9以降にマイナ保険証をお持ちでない方等へ資格確認書を発行します。

令和6年12月2日以降に加入した方

資格取得届等の資格確認書発行要否欄にチェックされた方へ発行します。

※チェックがなく、マイナ保険証をお持ちでない方には30～50日後に発行します。

事業主の皆さまへ

従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけをお願いいたします。今後、健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取り組み状況が追加される予定です。

【お問い合わせ先】 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル 0570-015-369 (8:30～17:15 土日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

被扶養者状況リストのご提出はお済みですか？

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度被扶養者資格の再確認を実施しています。

被扶養者資格の再確認は、加入者の皆さまの保険料の軽減につながる大切な確認となりますので、まだご提出がお済みでない事業所さまは、期限までのご提出にご協力をお願いいたします。

送付時期 令和6年10月上旬から10月下旬(順次送付)

提出期限 令和6年11月29日(金)



＜令和5年度の実績＞ 扶養解除者数：約7.1万人 高齢者医療保険制度への負担軽減額(効果額)：約10億円

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225 (音声案内1番)

まずは1社におひとり！ 健康保険委員へのご登録をお願いします

協会けんぽでのサービスや健康保険制度を有効にご活用いただくため、事業主さまや健康保険事務担当者さまを最低1名「健康保険委員」としてご登録いただいております。

Q 健康保険委員とは、どんなことをするの？

A 従業員の方への健康保険関連の周知広報や相談業務、職場の健康づくりにご協力をいただいております。

Q 普段の仕事が増えてしまうのでは…

A ご案内する研修会等への参加は任意で、強制的な負担はございません。また費用等も発生しませんのでご安心ください。

ご登録は
「健康保険委員申込書」を
FAXで送付するだけ！



申込書は
こちらから

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)



健康コラム

一般社団法人 山形県歯科医師会

抜歯は悪なのか？

抜歯と聞くと嫌なイメージしかない。ほとんどの人は抜きたくない。しかし逆に抜歯を希望する人もいます。その理由の多くは歯周病の悪化で、グラグラして痛くて噛めないためである。可能であれば残したいが抜歯を選択しなければならない事もある。場合によっては痛みのない歯でも抜歯の対象となる。歯科治療において、抜歯は最後の手段であるが、それは色々なリスクを考えて出した結論であり、痛みがないのに何故？と思う人もいるかもしれない。歯を残した場合のリスクについて、かかりつけの歯科医師とよく話をすることが大切である。



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2024.11月号